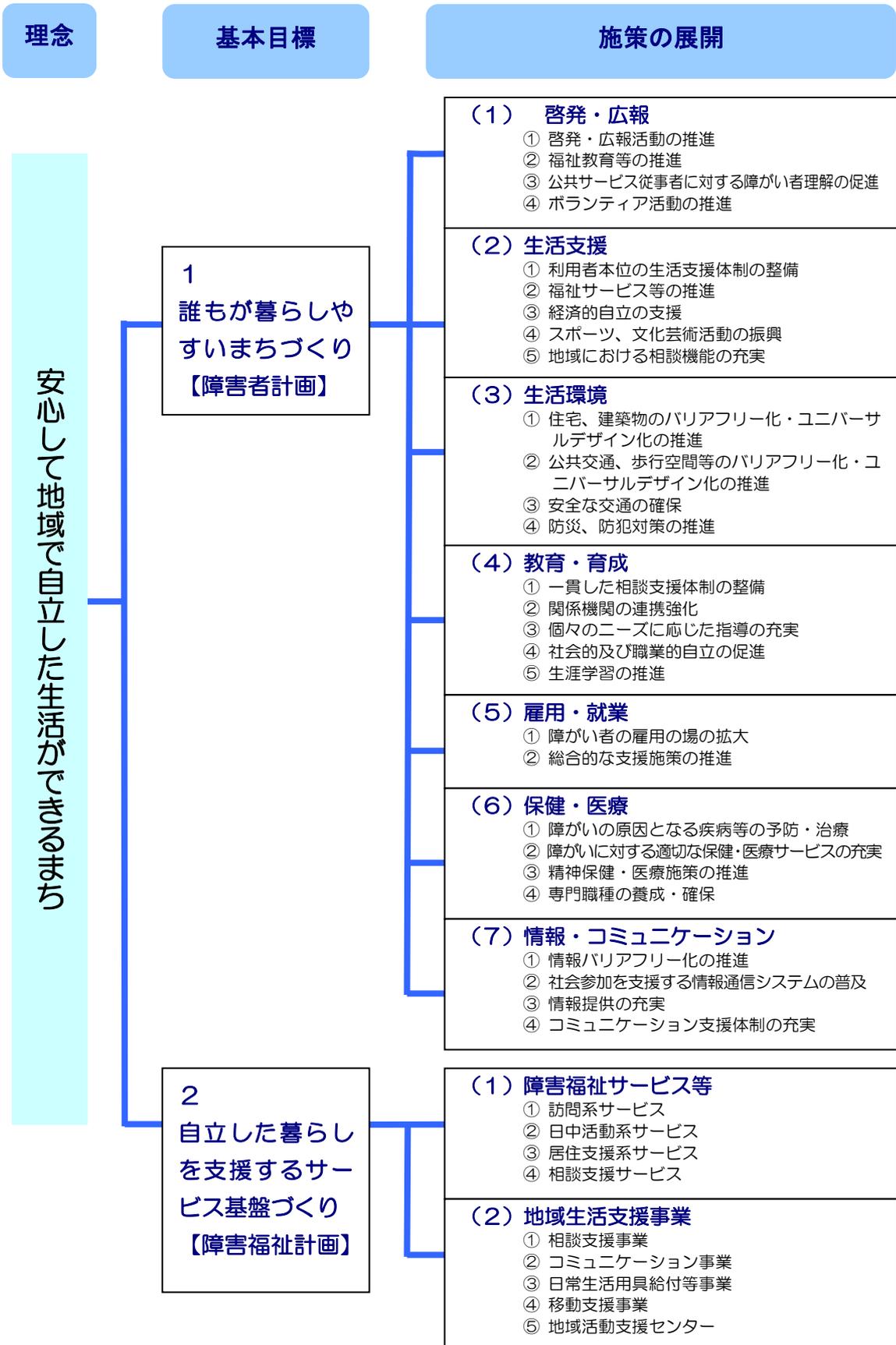


### 3 障害者計画・障害福祉計画



平成21年3月 障害福祉計画 変更

< 施策の体系 >



## 3-1 誰もが暮らしやすいまちづくり【障害者計画】

---

### ■基本理念等

#### ①法令の根拠

障害者基本法第9条

#### ②趣旨

障害者基本法に基づき、本町における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会・文化・スポーツ等のあらゆる分野への参加を促進するために策定するものです。

#### ③基本的な考え方

障がい者の年齢や障がいの特性に応じた施策を展開し、障害福祉計画との整合性を図りながら、障がい者の自主性を十分尊重し可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるようにします。

### ■計画の期間

始期：平成18年10月1日

終期：平成23年3月31日

## (1) 啓発・広報

### ◆現状と課題◆

○障がい者が地域で自立し安心して生活するためには、地域や周囲の人たちが障がいについて理解し正しい知識をもつ必要があります。本町においては、啓発のため、町広報紙で関連記事を掲載したり、制度説明会や講演会を開催したりしているほか、各サービス提供事業者（施設等）が機関紙を発行するなどの取り組みを行っています。しかし、障がい者を対象としたアンケート調査では、日常生活において差別や偏見、疎外感を感じるという人が少なくないことがわかりました。啓発、広報活動の積極的な推進により、障がいや障がい者についての正しい理解を図る必要があります。

○福祉教育の取り組みとしては、障がい者（児）と保育所、学校が交流したり、各サービス提供事業所（施設等）が直売所を開設したりイベントを実施するなど、地域住民との交流を積極的に図っています。しかし、交流教育もその場だけで終わっていたり、単なるイベントになっています。今後は交流内容の検討が必要です。

○障がい者を対象としたアンケート調査で、相談先として、役場の職員を頼りにしている人が多いことがわかりました。障がい者が地域において安全に安心して生活できるよう、公務員をはじめとする各種公共サービス従事者、とりわけ、社会福祉や保健・医療、教育等に携わる職員への障がいや障がい者に関する理解の促進を図る必要があります。

○ボランティアセンターや既存のボランティアグループが施設訪問や奉仕作業など様々な活動をしています。しかし、個人として必要としている人への対応ができていなかったり、活動の場が限られている状態です。

### ◆今後の方向◆

#### ①啓発・広報活動の推進

項目	内容
障がい者施策のPR	・町広報紙に「障がい者福祉のコーナー」の枠を設けるなど工夫し継続して情報提供を行ないます。
疾病や障がいへの理解促進	・ニーズに応じた講演会テーマの設定や障がい者の発言の場を設けるなどし、疾病や障がいは誰でもおこりうる自分のこととして考えられるよう、町民に対する意識啓発を進めます。 ・町広報紙への掲載や情報紙を通じた相談窓口のPRを継続します。

## ②福祉教育の推進

項目	内容
福祉教育、人権教育の推進	・福祉サイドから積極的に教育機関に対し関わりをもち、福祉教育の推進に努め、障がい者に対する理解と人権意識の高揚を図ります。
障がい者との交流の場づくり	・各種団体、施設と連携し、障がいのある人・ない人が共通の意識をもって交流できる機会を継続して提供します。また、地域行事に障がい者が参加できる環境づくりを行います。

## ③公共サービス従事者に対する障がい者理解の推進

項目	内容
公共サービス従事者の理解促進	・公務員や指定管理者をはじめとする各種公共サービス事業の従事者に対して障がい者の理解の促進を図るため研修会等を推進します。

## ④ボランティア活動の推進

項目	内容
既存ボランティア活動への支援	・活動の拡大を図るシステムづくりやボランティアセンターなどを通じた更なる情報交換や連絡調整の推進を図ります。
ボランティア育成	・後継者の育成を含め、若い人たちが積極的にボランティアに参加できる体制を検討します。

## (2) 生活支援

### ◆現状と課題◆

- 障がい者が自立した生活を送るためには、利用者本位の生活支援体制の整備が求められており、具体的には相談支援や権利が擁護されていることなどが大切です。相談体制としては、福祉課等、各担当課や町内3か所に設置された自立支援法に基づく相談支援事業所において相談が行われており、そのほか保健所、県立西部総合福祉センター「いわみーる」などの相談窓口があります。
- アンケート調査によると、身体障がい者では、現在の生活の場は「自宅」が大半を占めており、今後希望する生活の場では「今のままでよい」「家族と一緒に暮らしたい」が大半を占めていることから、在宅志向が強いことがうかがえます。知的障がい者では、障害者施設に住む人が約半数となっています。精神障がい者では、施設で暮らす人が約半数となっていますが、そのうち2割は「家族と一緒に暮らしたい」と希望しています。

現在自宅に住んでいる人については、自宅での生活を続けていくことへの支援が重要であるとともに、現在自宅以外で生活しており、かつ、自宅復帰を望んでいる人に対する受け皿と生活支援体制確保が望まれます。
- 成年後見制度については市町村長申立の事案があれば福祉課で対応し、権利擁護事業については社会福祉協議会を窓口、ケース内容に応じて行政も関わり円滑な運営が図られるような体制となっています。一方、相談窓口が周知されていないなどの課題があり、今後広報が必要です。また、成年後見制度においては後見人に対する報酬が発生するため、生活保護世帯や年金の低額受給者への充実を検討する必要があります。
- 地域で障がい者が生活をする上で、福祉サービスの利用は極めて重要ですが、障がいの特性にあったサービス提供事業所（施設等）の種類が少ないため、自立支援計画を作成する際に影響があるとともに、サービス利用計画を作成する機関が障がい者に伝わっていないなどの課題がうかがえます。アンケート結果でも「どんなサービスがあるのかよくわからない」「どのサービスが自分にあっているのかよくわからない」との回答があり、障がい者の個々のニーズを掴みきれていないことがうかがえ、地域や行政等における助言・指導者の存在や充実が必要と考えられます。
- 経済的自立の支援としては、各種制度の周知をし、活用されています。邑南町が独自におこなっている各種の医療費助成・交通費助成制度も一定の役割を果たしていますが、今後対象者が増加すると考えられ、町財政の負担増加が課題となります。
- スポーツや文化芸術活動を行うことは、心身の鍛錬とともに心ゆたかな生活を送るのに役立ちます。そのためにも、誰もが気軽に参加できることが必要です。県・郡内のスポーツ大会や、圏域を単位とした施設入所者の交流会や当事者会への参加などがあります。また、県の美術展や地域で行われている作品展への出品やパソコン

教室への参加などが行われています。運営面において参加者の固定化や重度化に対応したスタッフの充実や参加会場のバリアフリー化などを考慮する必要があります。

- 専門職種の養成・確保はサービスを提供する上で、基本となることであり自立支援制度においては、制度の評価にもつながり利用者負担に対する意識の問題にも深く関わっていくことが考えられます。障がい者が地域での生活や活動をする上で、相談においては気軽にいつでも相談できる環境が求められます。また、身体・知的障害者相談員制度に関する広報の充実や民生委員などへの研修の推進が必要です。

## ◆今後の方向◆

### ①利用者本位の生活支援体制の整備

項目	内容
相談窓口の広報	・町広報紙に「相談窓口」の枠を設けるなど、継続した広報を行います。
成年後見制度の申請 手続き費用負担	・生活保護受給者における市町村長申立の費用の公費負担を継続します。また、後見人に対する報酬が発生するため、生活保護世帯や年金の低額受給者への充実を図ります。

### ②福祉サービス等の推進

項目	内容
障がいの特性にあったプランの作成充実	・自立支援法の制度普及を図りながら、サービス利用計画について、その内容と作成事業者の広報や周知の方法を充実します。

### ③経済的自立の支援

項目	内容
権利擁護事業の制度周知	・町広報紙に載せるなど、継続した広報を行い制度の周知を行います。
各種の町単独助成事業の継続	・医療費助成・交通費助成制度の維持に努めます。

#### ④スポーツ、文化芸術活動の振興

項目	内容
各種団体への入会の推進と運営の充実	・団体自体の広報活動の推進や支援を行います。ボランティアの受け入れを行い、会員が支援を必要とする事項について協力を求め充実した組織になるよう支援や運営体制の充実を促進します。また、地域に出かけて相談を受ける戸別訪問相談を充実します。
スタッフの充実	・障害者スポーツ・レクリエーション活動を普及するための指導員や専門知識を有するスタッフの充実に努めます。

#### ⑤地域における相談機能の充実

項目	内容
相談員、民生委員・児童委員活動の充実	・相談員制度の普及啓発を行うとともに、民生委員・児童委員活動の充実や、専門研修による支援や他の相談事業との連携を図ります。

### (3) 生活環境

#### ◆現状と課題◆

- 障がい者が安全で安心して暮らすためには、建築物、道路、交通機関などにおける物理的なバリアを解消することや、普段からいざというときの備えができていることが重要です。
- 外出の手段として、自家用車が最も多く使われており、公共交通機関の利用が不便だと考えている人が多いことがわかりました。
- 住宅に関しては、身体障がい者を中心として住宅改造を必要とする人が多いことなどがわかりました。
- さらに、安全面に関しては、災害時に一人で避難できるとする人は5割程度にとどまっているなど、災害に対する不安が大きい状態にあることがわかりました。
- 今後は、自分や家族が車を運転することが難しい人も含め、物理的な理由で外出をためらう人が減るように、福祉のまちづくりや交通の整備をいっそう進めていくとともに、家の内外での安全が確保されることが必要です。

#### ◆今後の方向◆

##### ①住宅、建築物の※1 バリアフリー化・※2 ユニバーサルデザイン化の推進

項目	内容
公共施設等の整備	・可能な限り「バリアフリー新法」の整備基準をめざすとともにユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。既存施設については点検を行い計画的な改修に努めます。
民間施設の整備	・障がい者にとって暮らしやすいバリアフリー住宅の整備について、啓発・普及に努めます。
住宅の整備	・町営住宅の新設・建替えにあたっては、段差の解消、余裕のある廊下・出入口等、障がい者や高齢者の利用に配慮した設計により可能な限りバリアフリー化を推進します。既存の町営住宅における手摺の設置、段差解消など障がい者や高齢者向け改修については、要望により対応します。また、障がい者が暮らしやすいグループホーム・ケアホーム等の整備の推進を図ります。 ・居住サポート事業を使用し入居支援や成年後見制度の促進による契約の安定を図ります。

※1 バリアフリー 障がい者や高齢者などにとっての障がいを取り除き、ハンディキャップを持った人でも安心して快適な生活ができるようにしようという考え方。

※2 ユニバーサルデザイン 年齢・性別・身体的能力などの違いに関わらず、すべての人にあらゆる限り利用可能な製品や建物、空間をデザインするという考え方。

## ②公共交通、歩行空間等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

項目	内容
公共交通機関の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者自らが公共交通機関を利用して通院や買い物ができるように、車椅子の利用や障がい者の乗降が容易な低床バスやリフト付タクシーの導入を関係機関に働きかけます。</li> <li>・地域生活バスについては定時定路線運行を基本とし、需要が見込めない集落や地域においては予約乗合方式を導入するなど、運行形態の改善を図ります。</li> </ul>

## ③安全な交通の確保

項目	内容
快適な歩行環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設、医療機関、商業施設などを結ぶ周回道路を中心に、歩道、交差点、音声信号機、誘導ブロック、ポケットパーク障がい者用トイレ等を計画的に整備するとともに国・県へ働きかけ、やさしい道づくりを進めます。</li> </ul>
移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援法に基づく移動支援事業を推進します。</li> <li>・障がい者の日常生活上不可欠な外出や社会参加をしやすいよう、外出の手助けや移動手段の確保の支援に努めます。</li> </ul>

## ④防災、防犯対策の推進

項目	内容
防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・邑南町地域防災計画に基づき災害時要援護者に配慮した環境整備、社会福祉施設・病院等の安全・避難対策、在宅の災害時要援護者対策、災害時要援護者への啓発を進めます。</li> </ul>
防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯会議において、町内の犯罪・事故等の状況把握に努め、生活安全施策に関する事項を協議し、障がい者を含め誰もが犯罪や事件に遭わないよう、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。</li> <li>・障がい者を含め誰もが交通事故に遭わないよう、交通安全教室の実施、安全運転の啓発など交通事故の防止や障がい者に配慮した交通安全教育の充実を図ります。</li> </ul>

## (4) 教育・育成

### ◆現状と課題◆

- 平成 18 年 4 月 1 日現在、本町の 18 歳未満の身体障害者手帳所持者は 8 人、療育手帳所持者は 13 人となっています。町内の保育所では障害児保育を 9 か所で実施しており、障害児学級については町内小学校・中学校あわせて 7 校に設置しています。町内には県立石見養護学校があり、23 名の児童・生徒が通っています。その他、町外の特殊教育諸学校（平成 19 年 4 月からは特別支援学校）に在籍する生徒がいます。また、不登校児童を対象にした「たけのこ学級」があります。
- アンケート調査では「地域でともに学べる保育・教育内容の充実」を求める声があがっているほか、大田・邑智地区生活支援会議においては、学校卒業後の就職などに向けた情報や就労の場が少なく、選択が難しい状況がうかがえました。今後は療育・保育や教育に関する相談支援体制を充実し、障がい児の教育・育成に関わる各機関が連携を強めながら、これらの課題を解決していく必要があります。
- また、学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）、自閉症などにより、教育・療育に特別な支援を必要とする児童・生徒への適切な対応が求められています。
- さらに、アンケート調査からは、スポーツや文化などの成人の生涯学習活動について、参加しやすい場をつくってほしいとの声がありました。学習活動等を通じた生活の質の向上を図るため、今後は、必要な支援と情報提供に力を入れていく必要があります。

### ◆今後の方向◆

#### ①一貫した相談支援体制の整備

項目	内容
乳幼児期からの一貫した相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・誰もが気軽に相談できる環境の整備として教育・福祉・保健・医療・就労の関係機関が連携した邑南町特別支援体制推進事業の設置を図り、総合相談を行います。（窓口の一本化）</li><li>・相談内容に的確に対応するため情報の共有化や関係機関との連携の充実を図ります。</li></ul>

## ②関係機関の連携強化

項目	内容
任意団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児や家族が交流することは極めて重要なことであり、情報交換やスポーツ大会の支援や充実を図ります。</li> <li>・障がい児の活動支援グループの育成及び連携を図り、障がい児、保護者会活動の相談、支援体制の充実を図ります。</li> <li>・子育て支援事業との連携に向けた支援を行います。</li> <li>・発達障害者支援センター「ウィンド」との連携を強化します。</li> </ul>

## ③個々のニーズに応じた指導の充実

項目	内容
就学前指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の障がい児が早期に適切な療育を受けられるよう発達クリニックをはじめ、専門療育機関の活用、児童相談所、保健所など関係機関との協力を得ながら療育に関する相談・指導体制を充実します。</li> </ul>
障害児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある子ども・ない子ども相互の理解を深め、心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養うため、障がいのある子どもとない子どもの集団保育を進めます。</li> </ul>
※特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての児童・生徒が、個々の力を十分に伸ばす教育を受けられるよう、保護者との連携のもと、個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めます。</li> <li>・教育設備の整備・充実に努めます。</li> <li>・学習・進路・教育相談などの支援充実に努めます。</li> <li>・スクールカウンセラーの充実に努めます。</li> <li>・児童生徒の指導に携わる教職員が障がいを正しく理解し、指導力を高めていくための研修の充実に努めます。</li> </ul>
学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒に障がい児への理解を深め、やさしさと思いやりの心を育てるための啓発教育と障がいのある子どもとない子どもがともに理解を深めるための交流教育を推進します。</li> </ul>

※ 特別支援教育 これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、その対象でなかったLD、ADHD、高機能自閉症も含めて障がいのある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

#### ④社会的及び職業的自立の促進

項目	内容
社会的・職業的自立の促進	・施設が有している人的資源や機能を地域に生かすためにも養護学校卒業児で就労に適応できなかった児童へのセーフティーネット的な役割を果たす相談事業の推進を図ります。
不登校児童への取り組み	・関係機関の連携により不登校児童生徒、ひきこもりやいじめ・校内暴力への相談しやすい環境づくりやたけのこ学級といった社会資源の情報提供を推進します。

#### ⑤生涯学習の推進

項目	内容
生涯学習に取り組みやすい体制づくり	・障がい者の知識・技術の習得、健康の維持・増進、体力づくり、交流や仲間づくり等を通じた生活の質の向上に向けた、生涯学習活動に取り組みやすい体制づくりを進めます。

## (5) 雇用・就業

### ◆現状と課題◆

○本町における障がい者の就労の状況をアンケート調査でみると、身体障がい者・知的障がい者で就労している人は18歳から64歳までの年齢区分でも、常勤・非常勤を含めて5割以下にとどまっています。また、精神障がい者では1割程度に限られています。就労をしていない理由としては、「病気の症状が辛い」「体力がついていかない」など、障がいとうまくつきあいながら就労する困難さがうかがえます。それでも今後は「正社員・従業員として働きたい」「パート・臨時・アルバイトとして働きたい」や「職業に就くための力や技術を身につけたい」との希望が多く、働く場の確保など、就労支援の充実が求められます。また、公共職業安定所（ハローワーク）や県障害者職業センターなど就労機関における諸制度がありますが、町の広報が不十分であるとともに※ジョブコーチ制度など十分な活用に向けた体制整備が未確立で、制度として機能しにくいものもあります。

○アンケート調査でみると、希望する仕事に就く上で「就労を支援する相談窓口」「事業主の理解」が必要なこととして求められています。

今後は、職場実習連絡協議会での障がい者と事業主との関係から公共職業安定所（ハローワーク）・商工会・行政・相談支援事業所などの関係機関を含む体制づくりや支援が必要です。

○雇用の場の拡大等継続した就労支援の中で、生活基盤を整えることは不可欠であり、グループホームなど生活の場を充実することが必要です。

○就労している障がい者へのアフターケアとして相談支援が必要と思われ、設置機関が遠方にあるなど地理的課題はあるものの、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センター等が行っている就労相談員や就労相談の活用や、これらの関係機関からの情報提供を利用し充実した支援体制が必要です。

※ ジョブコーチ 一定期間、職場に付き添って支援を行い、障がい者の仕事の自立を助ける人。

## ◆今後の方向◆

### ①雇用の場の拡大

項目	内容
雇用の場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の場の拡大を図るために、公共職業安定所（ハローワーク）を中心に、養護学校・社会福祉施設・共同作業所とのネットワークづくりを行います。</li> <li>・事業主に対して、障がい者の社会的自立に大きな意義をもつ就業について、広報・啓発を行うとともに各種助成制度周知などを行い、障がい者の雇用を促進します。具体的な実施組織としては職場実習連絡協議会の充実を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）・商工会・行政・相談支援事業所などの関係機関を含む体制となるよう支援します。</li> </ul>
福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者のニーズや適性に応じた就労の場の確保を図ることや、生活の安定や就労意欲を高めるため施設等との連携や製品の販路拡大のための支援を行います。</li> </ul>

### ②総合的な支援施策の推進

項目	内容
就労の継続・安定に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者が継続して就労できるよう、就労者企業訪問や職場適応指導の活用や、身体障害者相談員や知的障害者相談員との連携を進めます。また、就労に関する相談事業の充実を図ります。</li> <li>・自立した生活の場を確保するために、グループホーム等の充実を図ります。</li> </ul>
就労障がい者のアフターケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場訪問を充実し、就労障がい者の希望や事業主との意見交換を行いソフト面での支援を行います。</li> <li>・具体的には、商工会や公共職業安定所（ハローワーク）との連携強化や、これらを中心とした相談事業の充実を図ります。</li> <li>・施設や社会福祉協議会職員がジョブコーチとして支援できる体制整備の推進に努めます。</li> </ul>

## (6) 保健・医療

### ◆現状と課題◆

○障がいに関する保健・医療施策では、まず障がいの予防と早期発見・早期対応が求められています。アンケート調査によると、身体障がい者の障がいの主な原因は、心臓疾患、労働災害、脳血管障害、骨・関節疾患が多くなっています。また、障がい者が、年齢に伴って生活習慣病等を併発するケースも少なくありません。これらの疾病を防ぐためには、講演会、研修会などを開催し、啓発・普及が必要です。今後とも乳幼児期から高齢期までそれぞれのライフサイクルに応じた一貫した保健サービスを提供し、充実していくことが必要です。

○アンケート調査では、困っていること・不安に思っていることとして、「自分の健康や体力に自信がない」「家族など介護者の健康状態が不安」を多くの方があげています。外出の機会が限られている障がい者も多い現状を踏まえ、健康づくりの取り組みを進めていくことが必要です。

○町内に救急病院として公立邑智病院がありますが、精神科入院ができないなど、より専門的な療育、治療は困難な現状があります。町外、圏域外の医療機関との連携が必要です。

### ◆今後の方向◆

#### ①障がいの原因となる疾病等の予防・治療

項目	内容
健康づくりの推進	・生活習慣に関する保健指導を強化するとともに、在宅の障がい者の健康管理を促進するため、健康診査等受診しやすい体制を検討します。また、ストレス管理、心の健康づくりを推進します。
乳幼児健康診査・乳児相談・訪問	・障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び、早期発見、治療の推進を図るために、妊産婦の健康教育や健康相談、乳幼児を対象とした健康診査・育児相談などの充実を図ります。また、継続的に状況把握を行い、必要時には関係機関と連絡をとりながら親子が安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。
確実な治療の継続	・保健・医療サービス等に関する適切な情報提供に努め、専門機関に相談したり、治療を受けやすくする環境づくりに取り組みます。

## ②障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

項目	内容
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門の医療機関が遠方のため、県央保健所で実施している難病相談や心の健康相談など専門相談を活用し、充実していきます。</li> <li>・患者会や家族会などの支援を行い、住みやすい地域になるよう環境づくりに取り組みます。具体的には施設と連携して相談日を増やすなど相談体制の整備を図ります。</li> </ul>
リハビリテーション・療育体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの悪化防止や再発防止のため医療機関や関係機関と連携し、継続してリハビリや療育が受けられるよう支援します。</li> </ul>

## ③精神保健・医療施策の推進

項目	内容
精神保健施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健活動を通じてニーズ把握を行い、組織活動を推進するとともに、タイムリーな個別支援を実施します。</li> <li>・新たな課題や体制の推進について検討する場を設けます。</li> </ul>
退院促進に関わる医療・保健・福祉の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関や福祉との連携をより強化し、地域の受け皿づくりを図ります。</li> </ul>

## ④専門職種の養成・確保

項目	内容
専門職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高次脳機能障害、社会的ひきこもりなど、新たな課題について現状を把握し、スタッフ向け研修会を実施するなど、専門職員の資質の向上を図ります。</li> </ul>

## (7) 情報・コミュニケーション

### ◆現状と課題◆

- 今日の情報化社会においては、情報量が増大するとともに、社会生活を営んでいく上で必要な情報の入手や伝達は不可欠のものとなってきています。視覚障がい者や聴覚障がい者には、情報・コミュニケーションの面で大きな制約があります。こうした障がい者の自立と社会参加を促進するためには、それぞれの障がいに応じて、情報提供方法の工夫や情報伝達手段の確保などを進めていく必要があります。
- 邑南町の取り組みとしては、防災行政無線で放送する内容の文書化や※SP コードによる読み上げ、パソコン教室の開催などを行っています。
- また、円滑なコミュニケーションを支援するため、ボランティア団体による手話通訳者や、要約筆記者の派遣を行っていますが、イベント時などに限定されているため、日常的な支援を行うためにコミュニケーション事業の実施やスタッフの養成が求められています。障がい者に対して、各種の制度や、町単独事業の利用や改正などの情報が伝えきれておらず、今後は外部の情報の収集や伝達を図るための情報通信システムの普及が必要です。

※ SPコード 文字情報を内包した二次元コードの一種。専用の読取装置をあてると音声で文字情報が読み上げられる。

## ◆今後の方向◆

### ①情報バリアフリー化の促進

項目	内容
IT 利用促進	・画面音声化ソフト、大型キーボードなどのサポート機器の購入の支援を推進します。
活用しやすい環境づくり	・パソコン教室の開催、聴視覚障害者センターが実施している教室のPRや、ボランティアの活用を促進します。また、情報機器の貸与・給付事業を推進します。

### ②社会参加を支援する情報通信システムの普及

項目	内容
※1 F T T H事業の検討	・防災行政無線に加え、高速インターネット環境の構築、データ放送、告知文字放送、※2 デジタルCATVなどを行える新たな通信手段としてF T T Hの整備を促進します。

※1 F T T H 光ファイバーを家庭に引いて、各種情報を提供するシステム。

※2 デジタルCATV デジタル信号で映像データを伝送する有線放送のテレビ。

### ③情報提供の充実

項目	内容
情報提供の充実	・視覚障がい者へSPコード処理による音声での情報提供を行ったり、聴覚障がい者へ防災無線の放送内容を文書化して送るなど、わかりやすい情報提供の工夫を図るとともに、高速インターネットなど多様な情報メディアの活用を推進します。

### ④コミュニケーション支援体制の充実

項目	内容
コミュニケーションの確保	・コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読ボランティア等の養成確保を推進します。

## 3-2 自立した暮らしを支援するサービス基盤づくり

### 【障害福祉計画】

#### (1) 基本的理念等

##### ①法令の根拠

障害者自立支援法第 88 条

##### ②趣旨

障害者自立支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう障害福祉サービス等の必要量及びその提供体制の確保に関する基本的事項を定めるものです。

##### ③基本的理念

障がい者の自立と社会参加を基本とした障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等については、次の理念に基づいて整備を図ります。

###### ○障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別、程度を問わず、障がい者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めること。

###### ○市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、町を基本とする仕組みに統一され、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことにより、立ち後れている精神障がい者などに対するサービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービス水準の均てん化を図ること。

###### ○地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めること。

#### ④目的

障がい者が住みたい地域で、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようなサービス提供体制の整備を図ることを基本とし、次のことに配慮して計画を策定します。

- 1 町内どこでも必要な介護や自立のための訓練などを確保
- 2 施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- 3 福祉施設から一般就労への移行等を推進

## (2) 計画期間及び見直しの時期

### ①計画期間

#### 第1期障害福祉計画

始期：平成18年10月1日

終期：平成21年3月31日

#### 第2期障害福祉計画

始期：平成21年4月1日

終期：平成24年3月31日

#### 第3期障害福祉計画

始期：平成24年4月1日

終期：平成27年3月31日

### ②見直しの時期

平成23年度において、第2期障害福祉計画に係る必要な見直しを行い、第3期の障害福祉計画を策定します。

### ③計画の推進体制

各年度において、計画を効果的に推進するため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として平成19年度に「邑南町地域自立支援協議会」を設置しました。

その構成員は、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、企業、障害当事者団体、学識経験者、となっています。

その他、学校、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等、ボランティア団体や県・国とも連携を取りながら計画を推進します。

### (3) 平成 23 年度の数値目標

#### ①施設入所者の地域生活への移行

##### 基本的考え方

今後加速される障がい者の地域生活への移行に備え、基礎的な条件整備を早急に進める必要があります。

居住の場としては、グループホーム整備事業（県単独事業）を活用するなどして、障がい者等が自立するためグループホーム・ケアホーム等の整備を進め生活の場の確保に努めます。

また、日中活動の場としては、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための自立訓練等の推進を図ります。

##### 目標値の設定

- ・自立訓練事業等の推進やグループホーム、ケアホームの整備等により、前期計画策定時点の施設入所者数の  割が地域生活に移行することをめざします。
- ・施設入所者の地域生活移行により、平成 23 年度末において、前期計画策定時点の施設入所者数の  %を削減することをめざします。

#### ②退院可能精神障がい者の地域生活への移行

##### 基本的考え方

国が示した平成 23 年度における数値目標は「受け入れ条件が整えば病院を退院することが可能な者」の数を基準としており、障害福祉サービスを受けない人も含まれています。

このことから、本町では入院中の精神障がい患者の地域生活への移行という観点に立ち、退院可能とされた患者（退院先が自宅であって障害福祉サービスの提供を必要としない人や 65 歳以上の高齢者で退院先が介護保険施設等である場合は除く。）の内、障害福祉サービスの基盤整備を進めることによりグループホームやケアホーム等の居住の場や日中活動の場を得て、地域生活への移行することが可能となる者の数を目標数値とします。

##### 目標値の設定

- ・平成 24 年度までに退院可能な精神障がい者のうち、グループホームやケアホームなどの居住の場を得たり、日中活動系サービスを利用しての自宅復帰するなどにより地域生活への移行が可能なるすべてが退院できることをめざします。
- ・平成 23 年度末における、退院可能精神障がい者の減少目標値を  人とします。

### ③福祉施設利用者の一般就労への移行

#### 基本的考え方

島根県では一般就労を推進するため、障害者就業・生活支援センターを松江・雲南・出雲・浜田・益田圏域に設置し、障害者就労支援センター（県単独事業）を大田・隠岐圏域に設置しています。平成21年度には、大田圏域においても障害者就業・生活支援センターの設置が予定されています。

本町では、これらの障害者就業・生活支援センターやハローワーク等関係機関との連携を図り、障がい者が安心して、様々なステップにチャレンジができる環境をつくることにより、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、圏域内企業の一般就労の状況、障がい者のニーズを勘案して目標数値を設定します。

#### 目標値の設定

- ・サービス提供事業所（施設等）から一般就労へ移行する者を前期計画策定時点の実績の **1 倍** とすることをめざします。
- ・平成23年度末までに、前期計画策定時現在の福祉施設利用者の **3.4割** が就労移行支援事業を利用することをめざします。
- ・就労継続支援事業利用者のうち、希望する人が就労継続支援事業 A 型（雇用型）を利用できる体制をめざします。

#### 《障害福祉計画(数値目標)》

##### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数 値		備 考
現在の施設入所者数	50	人	※平成17年10月1日の全施設入所者数とする
【目標値】 地域生活移行者数	5	人	※現在の全入所者のうち、施設入所から GH・CH 等へ地域移行した者の数（割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値）
	10	%	
【目標値】 削減見込	4	人	※平成23年度末段階での削減見込数（割合については、削減見込数を全入所者で除した値）
	8	%	

注1) 地域生活移行者数について、その対象者は全施設入所者の中で長期的な入所が常態化している者であり、身体障害者療護施設(入所)、身体障害者更生施設(入所)、身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、精神障害者入所授産施設等から地域生活へ移行する者が想定される。

注2) 現在の施設入所者数(平成17年10月1日)には、新規整備予定の施設入所者数は含まない。

## 2. 入院中の退院可能精神障害者の地域生活への移行

項目	数値		備考
現在	11	人	※現在の退院可能精神障害者数
【目標値】減少数	2	人	※上記のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

注)退院可能精神障害者とは、患者調査(直近集計値は平成 14 年度)における精神病床入院患者のうち「受入条件が整えば退院可能な者」とする。

## 3. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値		備考
現在の年間一般就労移行者数	2	人	※平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数県送付人数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	2	人	※平成 23 年度において施設を退所し、一般就労する者の数
	1	倍	

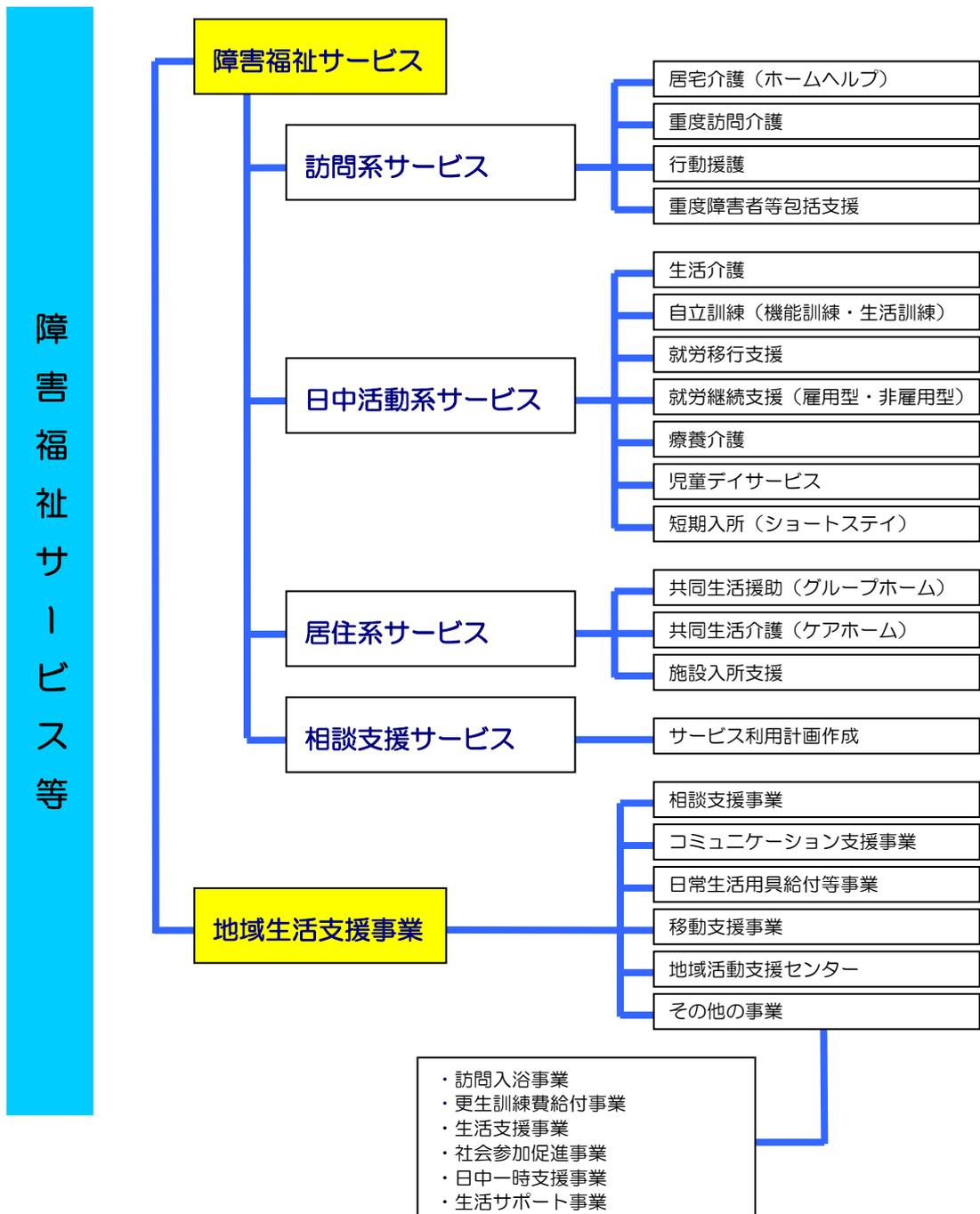
注)一般就労した者とは、一般に企業等に就職した者(就労継続支援(A型)及び福祉工場の利用者となった者を除く。)、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

項目	数値		備考
現時点施設利用者数	88	人	※平成 17 年度における施設利用者数
【目標値】目標年度までの就労移行支援事業利用者数	30	人	※平成 23 年度までの就労移行支援事業の利用人員見込数
	3.4	割	

(4) 各年度における指定障害福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの見込量及び確保のための方策

①障害者福祉サービス等の体系、見込量及び実施に関する考え方

<障害者福祉サービス等の体系>



## 見込量

## 《新体系サービス見込量》

サービスの種類		単位	21年度	22年度	23年度	実施事業所
訪問系	居宅介護	人分 時間分	24 314	27 353	30 392	社協、ひまわり、瑞穂西居宅介護事業所
	重度訪問介護					
	行動援護					
	重度障害者等包括支援					
日中活動系	生活介護	人分 人日分	41 871	48 1030	57 1190	社協、緑風園、くるみ邑美園、愛香園、いずみの里邑智園、島根療護園ほか
	自立訓練(機能訓練)	人分 人日分	0 0	0 0	0 0	
	自立訓練(生活訓練)	人分 人日分	7 87	8 109	9 131	はあもにいはうす、緑風園
	就労移行支援	人分 人日分	11 191	12 213	13 235	はあもにいはうす、愛香園
	就労継続支援(A型)	人分 人日分	0 0	0 0	0 0	
	就労継続支援(B型)	人分 人日分	37 667	38 689	39 711	はあもにいはうす、緑風園、愛香園、いずみの里、邑智園ほか
	療養介護	人分	1	1	1	松江病院
	児童デイサービス	人分 人日分	13 24	13 26	13 28	あゆっこ
	短期入所	人分 人日分	3 45	4 55	5 65	愛香園、緑風園、安養学園
居住系	共同生活援助	人分	22	23	25	ハートホーム、愛香園ホームサポート、緑風園ほか
	共同生活介護					
	施設入所支援	人分	38	45	46	愛香園、緑風園、くるみ邑美園、邑智園、島根療護園ほか
相談支援		人分	10	15	20	ハートフルみずほ、おりーぶ、緑風園

《旧体系サービス見込量》

区 分		単位	17 年度	21 年度	22 年度	23 年度	実施事業所
日中活動系	旧入所サービス分 (※1)	人日分 (※4)	1100	181	44	0	島根療養園、ラポール宝生園、庄原もみじ園、山楽園、広島ひかり園
	旧通所サービス分 (※2)	人日分	836	0	0	0	
居住系	旧入所サービス分 (※3)	人分	50	8	2	0	島根療養園、ラポール宝生園、庄原もみじ園、山楽園、広島ひかり園

※1 日中活動系の旧入所サービス分とは、身体障害者療護施設(入所)・身体障害者更生施設(入所)・身体障害者授産施設(入所)・知的障害者入所更生施設・知的障害者入所授産施設・精神障害者入所授産施設・精神障害者生活訓練施設の各入所施設においておこなわれる日中活動系サービス相当分をいう

※2 日中活動系の旧通所サービス分とは、身体障害者療護施設(通所)・身体障害者更生施設(通所)・身体障害者授産施設(通所)・知的障害者通所更生施設・知的障害者通所授産施設・精神障害者通所授産施設・精神障害者生活訓練施設・小規模通所授産施設(身体・知的・精神)・福祉工場(身体・知的・精神)の各通所施設においておこなわれる日中活動系サービス相当分をいう

※3 居住系の旧入所サービス分とは、身体障害者療護施設(入所)・身体障害者更生施設(入所)・身体障害者授産施設(入所)・知的障害者入所更生施設・知的障害者入所授産施設・知的障害者通所寮・精神障害者入所授産施設・精神障害者生活訓練施設・精神障害者福祉ホーム(B型)の各入所施設等においておこなわれる居住系サービス相当分をいう

※4 「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」 なお、「一人一月あたりの平均利用日数」が算出したい場合は、「月間利用人員」に、「日中活動系(旧入所サービス分・旧通所サービス分)」においては「22日」を乗じることで算出することが考えられる。

**実施に関する考え方**

1) 訪問系サービス

在宅の障がい者を対象とした居宅介護の量的、質的充実を図ります。

2) 日中活動系サービス

就労移行支援などの推進により福祉施設から一般就労への移行を図ります

3) 居住系サービス

地域での居住の場としてグループホーム等の充実を図るとともに、生活介護及び自立訓練等の日中活動系サービスの利用による、施設入所・入院から地域生活への移行を図ります。

なお、新たに施設に入所できる障がい者は、グループホーム・ケアホーム等での生活が困難であり、施設入所が真に必要であると判断される人としてします。

4) 相談支援

障害福祉サービスの利用が見込まれる在宅の障がい者のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難な人に計画的な支援をするため、サービス利用計画を作成します。

## ②見込量確保のための方策

### 1) 訪問系サービス

障がい者の生活の実態を把握し、必要な人が必要なサービスが受けられるようサービス提供事業所（施設等）に対し、専門的人材の確保と質の向上を図るよう働きかけていきます。

また、必要な人にサービス情報が届くよう、情報の提供に努めます。

### 2) 日中活動系サービス

障がい者が継続して就労できるよう、就労者企業訪問や職場適応指導を活用するとともに、邑南町地域自立支援協議会・公共職業安定所（ハローワーク）・商工会・身体障害者相談員や知的障害者相談員等との連携を図り、就労に関する相談等の事業を進めます。

障がい者のニーズ及び適性・能力に応じた就労ができるよう、福祉的就労の場の確保を図り、障がい者の生活の安定と就労意欲を高めるため、施設等の機能強化とともに各施設・作業所等の製品や請負作業のPRを支援して製品の販路拡大に努めます。

### 3) 居住系サービス

働きながら自立生活を望む障がい者の生活の場を確保するため、グループホーム・ケアホームの整備を働きかけるとともに、障がいに対する地域住民の理解を促します。

### 4) 相談支援（サービス利用計画作成事業）

サービス利用計画作成を必要とする人に、指定相談支援事業所で適切に対応できる体制を整備します。

なお、本町には福祉施設が7か所、地域生活支援センターが1か所あり、入所302人、通所107人の利用があります。入所者のうち、本町出身者は45人で、残る257人は他市町村からの利用者です。通所者のうち、本町出身者は67人で、残る40人は他町村からの利用者です。

グループホーム・ケアホームについては、現在、53人が入居されていますが、平成23年度には77人分が必要となります。現在、各サービス提供事業所は、その必要量の確保に向け、県の補助制度などを活用しながら施設整備に取り組んでいます。

日中活動系の利用者は平成23年には332人と、平成18年時点に比べ495%増加すると見込まれています。その中で、就労継続支援B型の利用者が大幅に増加することとなり、それに伴う就労の場及び作業メニュー、指導体制の充実が求められています。

また、平成18年時点の施設入所者60人は、平成23年には25%減少することが目標とされていますが、現在の施設入所者は47人となっており既に22%減少しています。

これらの状況を踏まえ、新たな対策が望まれます。

邑南町施設別新体系サービス移行表(事業所移行計画書による)

年度	種別	年度別移行数						日中活動系定員数	左の内訳							左の内訳					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		療養介護	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	地域活動支援センター	居住支援系定員数	施設入所支援	ケアホーム又はグループホーム	福祉ホーム	宿泊型訓練
18	身体障害者小規模通所授産施設				○			19													
	知的障害者更生施設			○				0								106	90	16			
	知的障害者更生施設				○			0								70	70				
	知的障害者授産施設				○			15								65	50	15			
	精神障害者小規模通所授産施設	○						23				6	6	10	1						
	精神障害者地域生活支援センター	○						10							10						
	障害者グループホーム															91		91			
	知的障害児施設															30	30				
	救護施設															80	80				
	合計		2	0	1	3	0	0	67	0	0	0	6	6	0	10	11	442	320	122	0
23	いずみの里				○			12	12												
	緑風園			○				111	80		6			25		90	90				
	ケアホーム緑風園	○														23		23			
	くるみ邑美園				○			80	70					10		70	70				
	愛香園				○			67	30			12	25			40	40				
	愛香園ホームサポート	○														41		41			
	はあもにいはうす	○						39	6		6	7	20								
	精神障害者地域生活支援センター	○						23							23						
	ハートフルみずほ	○																			
	ハートホーム	○														13		13			
	知的障害児施設															10	10				
	くるみ学園															80	80				
	救護施設															80	80				
さつきの園																					
合計		5	0	1	3	0	0	332	0	198	0	12	19	0	80	23	367	290	77	0	0

## (5) 地域生活支援事業の実施に関する事項

### ①実施する事業の内容

#### 1) 相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援などの支援を行うとともに、虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を行います。

相談支援を適切に実施していくため、「邑南町地域自立支援協議会」において、相談支援事業の運営評価、具体的な困難事例への対応方法、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、地域の社会資源の開発、改善などについて協議します。

また、虐待の防止・早期発見に関し、「邑南町地域自立支援協議会」の活用を図るとともに、虐待に関する相談、通報受付窓口の機能の強化及び周知を図り、迅速な対応ができる体制整備を行います。

生活困窮障がい者で成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の一部を助成します。

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言、指導）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・ピアカウンセリング
- ・専門機関の紹介
- ・地域自立支援協議会の運営

#### 2) コミュニケーション支援事業

手話通訳者、要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者や視覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を図ります。

- ・手話通訳者、要約筆記者の派遣

#### 3) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者を対象に、日常生活用具を給付または貸与し、日常生活の便宜を図るため経済的な支援に努め、地域での生活を支えます。

#### 4) 移動支援事業

外出に個別的支援が必要な場合に、介助員を派遣しマンツーマンでの支援を実施します。

#### 5) 地域活動支援センター

通所により、創作的活動や生産活動の機会を提供し、障がい者の地域生活を支援します。

#### 6) 上記のほか実施が必要な事業

訪問入浴事業、更生訓練費給付事業、生活支援事業、社会参加促進事業、日中一時支援事業、生活サポート事業を実施し、在宅サービスの充実に努めます。

- ・訪問入浴事業                      訪問入浴介助
- ・更生訓練費給付事業              更生訓練費の支給
- ・生活支援事業                      生活訓練、本人活動支援、ボランティア活動支援

- ・社会参加促進事業      スポーツ大会、自動車改造、自動車免許取得
- ・日中一時支援事業      長期休暇中のサポート
- ・生活サポート事業      ホームヘルパーの派遣（生活支援・家事援助）

②各年度における事業の種類ごとの見込量及び実施に関する考え方

見込量

《市町村障害福祉計画〔地域生活支援事業〕見込量》

事業名	21年度		22年度		23年度		実施に関する考え方
	実施見込みか所数	実利用見込み者数	実施見込みか所数	実利用見込み者数	実施見込みか所数	実利用見込み者数	
1 相談支援事業							
(1)相談支援事業							
①障害者相談支援事業	3		3		3		
②地域自立支援協議会	有		有		有		
(2)市町村相談支援機能強化事業	無		無		無		
(3)住宅入居等支援事業	無		無		無		
(4)成年後見制度利用支援事業	有		有		有		
2 コミュニケーション支援事業		3		3		3	
3 日常生活用具給付等事業 (給付等見込み件数)							
(1)介護・訓練支援用具		1		1		1	特殊寝台等
(2)自立生活支援用具		2		2		2	入浴補助用具等
(3)在宅療養等支援用具		2		2		2	透析液加温器等
(4)情報・意思疎通支援用具		2		2		2	点字器等
(5)排泄管理支援用具		40		40		40	ストマ用装具等
(6)居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		1		1		1	
4 移動支援事業 (「実利用見込み者数」上段は見込み者数、下段は延べ見込み時間数)		19 480		19 480		19 480	外出時の介護
5 地域活動支援センター	1	23	1	23	1	23	
6 訪問入浴事業	1	1	1	1	1	1	
7 更生訓練費給付事業	1	1	1	1	1	1	
8 生活支援事業	3	400	3	400	3	400	生活訓練等、本人活動支援、ボランティア活動支援
9 社会参加促進事業	2	200	2	200	2	200	スポーツ大会、自動車改造、自動車免許取得
10 日中一時支援事業	2	5	2	5	2	5	
11 生活サポート事業	1	1	1	1	1	1	

## 実施に関する考え方

相談支援事業を中心にサービスの充実を図ります。

町内にサービス提供事業所（施設等）がないメニューについては、可能な限り事業への参入を促すとともに、近隣のサービス提供事業所（施設等）の情報を提供し、地域で自立した生活ができるよう支援します。施設サービスが充実していることが、本町の障害者福祉資源の特徴といえますが、町内の施設は平成 21 年に新体系へ移行することを予定しており、これに関連するサービスメニューについては特に、数的な不足が生じないように、関係施設をはじめサービス提供事業者との連絡調整や支援を行う必要があります。

### ③見込み量確保のための方策

#### 1) 相談支援事業

現在相談支援事業はハートフルみずほ、おりーぶ、緑風園に委託して実施しています。今後も邑南町地域自立支援協議会を核として事業所相互及び町との連絡体制を強化していきます。

#### 2) コミュニケーション支援事業

聴覚障害者情報センターやライトハウスライブラリー、関係市町等との連携を強化し、啓蒙・啓発を行い、必要なときに支援が受けられる体制整備を推進します。

また、手話奉仕員等の養成については、関係機関と連携し、ボランティア等の人材育成に努め、資格取得を目指す人を支援していきます。

#### 3) 日常生活用具給付等事業

情報提供とニーズ把握に努めます。

#### 4) 移動支援事業

現在、事業所は、ひまわり、浜田ふかふか、出雲市社会福祉協議会の 3 か所ありますが、利用する要件など制限があり気軽に利用できない状況です。今後とも町内の事業所に参入を促すなど、利用しやすい体制整備を推進します。

#### 5) 地域活動支援センター

ハートフルみずほに委託し、1 か所で 10 人以上を対象に実施しています。障がい者の地域生活を支援するためにも実施場所の増加が必要です。町内の事業所へ参入を促します。

#### 6) 上記のほか実施が必要な事業

- ・訪問入浴事業 訪問入浴介助を社会福祉協議会に委託して実施しています。
- ・更生訓練費給付事業 更生訓練費の支給
- ・生活支援事業 生活訓練、本人活動支援、ボランティア活動支援をします。
- ・社会参加促進事業 スポーツ大会、自動車改造、自動車免許取得事業
- ・日中一時支援事業 長期休暇中のサポート
- ・生活サポート事業 ホームヘルパーの派遣（生活支援・家事援助）